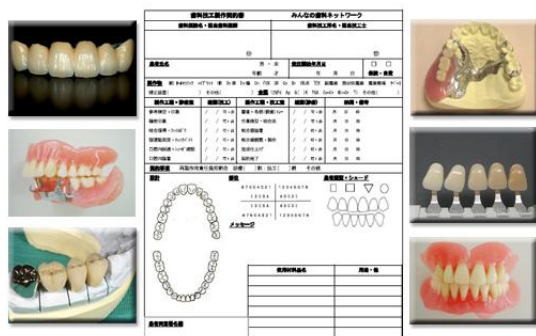


みんながわかる技工指示書

「『いつ・どこで・だれが・どの材料で・作製されたか』
がわかる技工指示書」の発行について



【はじめに】

最近、食品偽装に代表されるように、体の中に入るものの安全性や信頼性が大きく問われています。

歯科医院でみなさんのお口の中に装着される詰め物やかぶせ物、そして入れ歯などを「補綴物」（技工物）と呼んでいます。みなさんはこれらが「誰の手によって、どんな材料を用いて、どのようなステップを踏んで作られているのか」を考えたことがあるでしょうか？

これらを作る際には、歯科医師によって「技工指示書」という書類が発行され、その「技工指示書」の内容をもとに歯科技工士の手によって製作されて

います。

[歯科技工士法には、(用語の定義) 第2条 この法律において、「歯科技工」とは、特定人に対する歯科医療の用に供する補てつ物、充てん物又は矯正装置を作成し、修理し、又は加工することをいう。とあります。ここでは歯科医師の指示のもと歯科技工士が製作する詰め物、かぶせ物、入れ歯等を技工物と表現することにします。]

技工指示書に記載される製作のための情報は、可能な限り幅広く多岐にわたって網羅されている必要がありますが、今、現場で用いられている「技工指示書」は、専門性が強く、患者にとって知りたい情報が書かれていない、つまり、患者さんが置き去りにされたものになっています。

「みんながわかる技工指示書」は、口の中に入る技工物の製作に当たった歯科技工士と歯科医師の間のやり取りの内容、例えば、技工物が、誰によって、どのような材料を用いて、どのように作られているかなどの情報を記載した、トレーサビリティ機能を備えたものになっています。

「みんながわかる技工指示書」は、「いつ・どこで・だれが・どの材料で・作製されたか」がわかる様式とし、また、それを技工物を装着した患者さんにもお渡しして、技工物の製作責任と安全性を担保しようとするものなので、技工物は、それを装着される患者さんのために作られるものですから、当然、患者さんを中心とした「技工指示書」であるべきです。それが患者さんの安心・安全につながり、歯科医療の質の向上に役立つと考えています。



【技工物の製作】

歯科医院で患者さんのお口の中に装着される、かぶせ物や詰め物、入れ歯などのほとんどのものは、国家資格を有する歯科技工士によって作られています。歯科医療は、歯科技工士の存在がなければ成り立ちません。



技工物の製作過程については

◆歯科技工物の製作過程

<http://www.minnanoshika.net/1.html>

をご覧ください

このように、口の機能を回復するために、それぞれの患者さんに合わせて、手間ひまをかけて、精密に、技工物が一つ一つ作られているのです。

これら技工物は、歯科医師が歯科医院で採った患者さんの型取りから出来た模型が、咬み合わせとともに歯科技工所に送られ、歯科医師は同時に、製作物の材質・形状などを記載した技工指示書を添付し、歯科技工士に製作を依頼します。

歯科技工士は、その技工指示書を元に、歯科医師から送られた模型上でそれぞれの患者さんに最適な技工物を製作していきます。



【現在の通常の技工指示書と「みんながわかる技工指示書」】

現在使用されている一般的な技工指示書は歯科医院、技工所の住所や名前、そして作製する技工物の種類、使用する金属、部位、技工物の設計などが記されています。これは基本的に歯科医師と技工士の間のみでやりとりされるものであり、患者さんに公開されることはありません。このため、記載される内容は専門性が高く、たとえ、この指示書を患者さんが見たとしても、その内容を理解できるようなものではありません。

「みんながわかる技工指示書」は従来の指示書に書かれているものに加え、通常、口頭でやりとりされる歯の模型や咬み合わせなどの技工物の質に関わるステップで歯科医師と技工士双方がチェックをし、それを指示書の中に記録として残そうとするものです。これは良質な歯科技工物の完成のために非常に有効で、また製作物の責任の所在を明確にする効果もあります。つまり、トレーサビリティ機能を併せ持つ技工指示書であるといえましょう。

一般的には使用された材料は、商品名ではなくて、一般名（種類）が記載されています。この「みんながわかる技工指示書」では使用した主な材料の種類だけでなくそのメーカー・商品名や、それぞれ使用した量も記載されます。このことは安全な歯科技工物であるという証明につながります。また、この指示書は問診表やカルテ、領収証に至る一貫した医療記録の中のひとつとなり、患者さんへの公開を前提としていますので以下のような効果が期待できます。たとえば、使用された材料でアレルギー症状が出た場合にも、商品名の記入により製造メーカーに微量添加物質の問い合わせも可能となり、原因物質特定の大きな手がかりのひとつになります。

【みんながわかる技工指示書のポイント】

1. いつ、どんなステップで作られたかがわかる！

技工物製作に当たってその過程を明確に残すことによって、患者さんとの信頼関係を確立し、コミュニケーション不足から発生する不要なトラブルを未然に防止することができます。

2. どこで、だれが製作したものかがわかる！

ひとつの技工物が、複数の技工士の手によって製作された場合でも、製作にかかわったひとがわかります。また、海外の無資格者による歯科技工物なのか、国内の歯科技工士（有資格者）であるのかがわかります。

3. どんな材料が使われているのかがわかる！

商品名も明記することで、不適正な材料を排除することができます。海外製作技工物のように安全が担保されないものを選別できるメリットもあります。また、金属アレルギー等に対応することが容易になります。

4. 結果、誰が責任を持っているかがわかる！

患者さんは、製作した歯科技工士がわかるため、その技工士に直接問い合わせをすることができます。そのことが、歯科技工士の貴重な情報となり技工物のレベルアップにつながります。歯科医師からの指示だけでなく、技工士からの情報も技工指示書に反映されることで、責任範囲を明確にすることができ、歯科医師と歯科技工士がより対等な立場で製作にあたれます。

5. そして、みんながわかる！

歯科医師・歯科技工士・患者が情報を共有することにより技術的なフィードバックを得ることができよりよい歯科診療に役立ちます。



「みんながわかる技工指示書」はこちら

<http://www.minnanoshika.net/up/down.pdf>

技工指示書の詳しい図解解説はこちら

<http://www.minnanoshika.net/shian/zukai.pdf>

「みんながわかる技工指示書 PR ポスターはこちら

http://www.minnanoshika.net/up/poster1_A3.pdf

http://www.minnanoshika.net/up/poster2_A3.pdf

2009.03.16.

みんなの歯科ネットワーク

「みんなのわかる技工指示書」推進部隊

特定非営利活動法人
みんなの歯科ネットワーク

